

「秋田県中小企業振興条例」
第17条の規定に基づく指針

中小企業・小規模企業者の元気をつくる秋田県の指針
(略称：あきたの企業元気づくり指針)



秋田県中小企業応援キャラクター
「がんばっけさん」

秋 田 県

がんばれ中小企業！



《秋田県中小企業応援キャラクター がんばっけさん》

平成26年度秋田県中小企業振興委員会の意見を元に、平成27年、秋田公立美術大学の学生を対象に公募を実施。同大学生 荻谷有花さんのデザインを採用しました。

モチーフは秋田県の県花である「ふきのとう（ばっけ）」。厳しい冬を越え、春一番に咲くふきのとうの力強さで、県内中小企業の力強さを表しています。

<< 目 次 >>

第1章 指針策定の趣旨

- 1 秋田県中小企業振興条例について 1
- 2 指針の位置付け 1
- 3 指針の実施期間 1
- 4 指針に基づく各施策の検証 1

第2章 県内中小企業を取り巻く環境

- 1 時代の潮流 2
- 2 県内中小企業の課題 3

第3章 施策の方向性

- (基本的施策1) 経営基盤の強化 7
- (基本的施策2) 新たな市場の開拓等 8
- (基本的施策3) 企業競争力の強化 9
- (基本的施策4) 新たな事業の創出 10
- (基本的施策5) 地域の特性に応じた事業活動の促進 11
- (基本的施策6) 人材の育成及び確保 13
- ※小規模企業者への考慮 14

第4章 基本的施策の推進

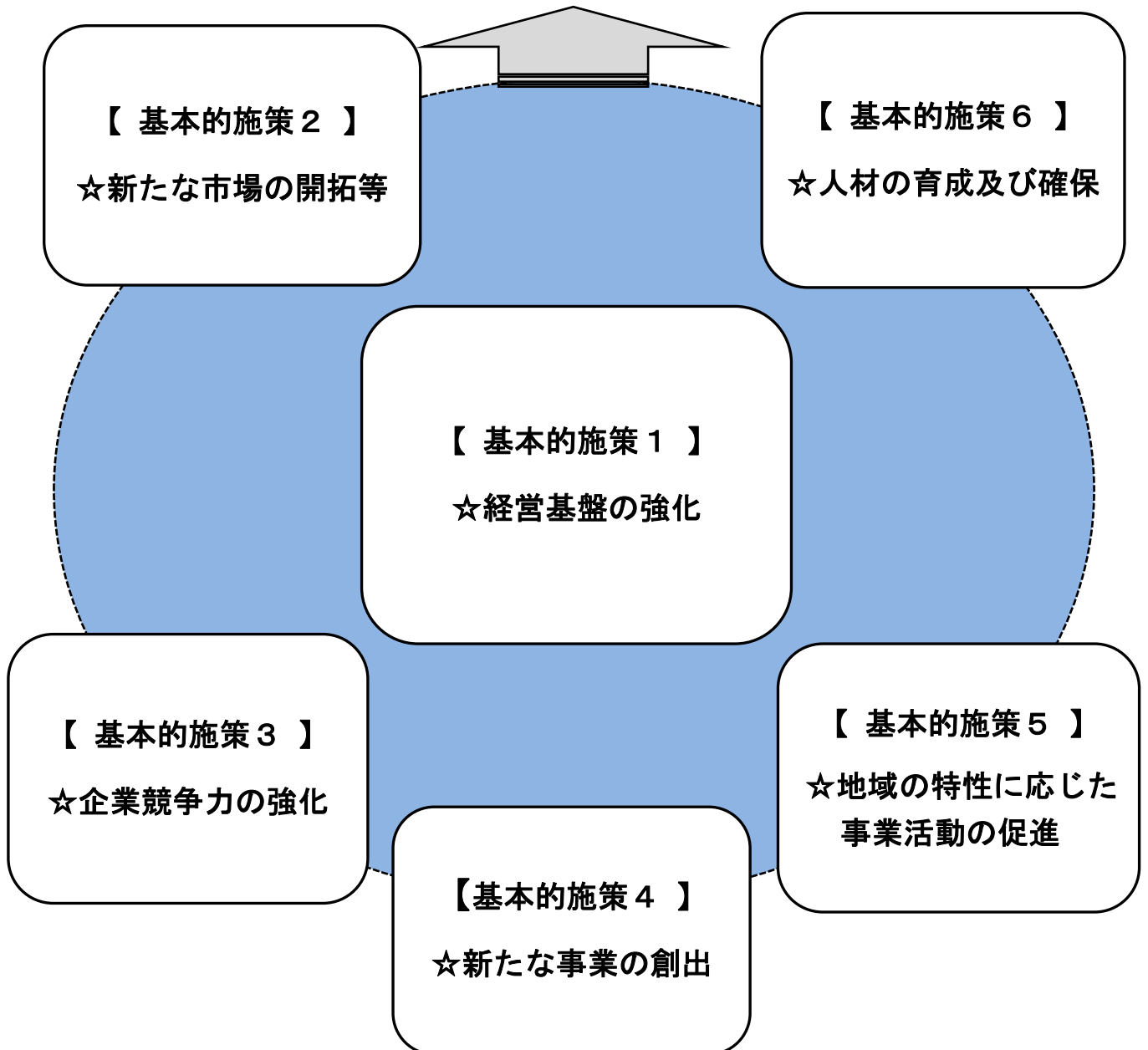
- 1 条例・指針の県民等への周知・普及 15
- 2 基本的施策の検証及び推進 15
- 3 市町村との連携 15
- 4 各施策の情報提供 15

- <資料編> 16

【図表 1】

秋田県中小企業振興条例に基づく 6 つの基本的施策

～中小企業の自立・創造に向けた取組を徹底支援～



第1章 指針策定の趣旨

1 秋田県中小企業振興条例について

- 中小企業が本県経済の発展や雇用の確保に極めて重要な役割を担っており、その振興が本県経済の活性化に不可欠との観点から、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与するため、「秋田県中小企業振興条例」（平成26年秋田県条例第62号。以下「条例」という。）が平成26年3月に制定されました。
- 条例では、中小企業の振興を県政の重要課題と位置づけ、中小企業者自らの努力を前提に、県民、関係団体、金融機関、大企業者、大学・研究機関、行政等がオール秋田で意欲の高い中小企業を支えていくことを宣言しています。

2 指針の位置付け

- 本指針は、条例第17条に基づき、県の中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業の振興に関する施策の方向性を定めています。
- また、本指針は「秋田県総合計画」における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、同計画と一体的に推進していきます。

3 指針の実施期間

- 本指針の実施期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とします。

4 指針に基づく各施策の検証

- 指針に基づく各施策の実施に当たっては、社会・経済情勢の変化に的確に対応するため、中小企業者等で構成する「秋田県中小企業振興委員会」等の意見を聴きながら毎年度施策の検証を行い、中小企業のニーズに合った施策を推進します。

第2章 県内中小企業を取り巻く環境

1 時代の潮流

- (1) 物価高騰と人手不足の常態化
- (2) DXによる社会課題の解決
- (3) 脱炭素社会の実現に向けたGXの加速化
- (4) 人への投資の重要性の高まり

- 県内中小企業は、円安・物価高の継続、「金利のある世界」の到来、そして構造的な人手不足といった、依然として厳しい経営環境に置かれています。
- コスト増加分を適切に価格転嫁するとともに、高付加価値化や生産性の向上を図り、持続的な賃上げと企業の成長が連動する経済の好循環を生み出す構造への転換が求められています。
- 人口減少下においても地域機能を維持・発展させるため、デジタル技術を活用して社会課題を解決するデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進と、それを牽引する人材の育成が急務となっています。
- 世界的なカーボンニュートラルの潮流は、企業にCO2排出削減を強く求める一方で新たなビジネスを生み出しており、本県においても、豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを生かし、グリーントランスフォーメーション（GX）の取組を進めていくことが求められています。
- 課題を乗り越えて成長を遂げるには、経営者の「経営力」向上が不可欠である上、経営者および従業員双方の学び直し（リスキリング）への積極的な取組が重要です。
- 少子高齢化による生産年齢人口の減少が加速する中、女性、シニア、障害者、外国人材等の多様な人材が活躍できる環境整備が求められています。
- 県内中小企業が生き残り、発展していくためには、本県の優位性を生かしながら、時代の動きに対応していくことが求められます。

2 県内中小企業の課題

- 「1 時代の潮流」で述べたことに加え、従来からある人口減少問題など、中小企業を取り巻く環境は大きく変化しており、次のような課題があります。

<県内中小企業の課題>

- (1) 人材獲得に必要な賃金水準の確保
- (2) 円滑な価格転嫁
- (3) 経営者の高齢化、後継者不在
- (4) 人口減少に伴う県内マーケットの縮小
- (5) 下請け型の企業が多く、付加価値生産性が低い
- (6) 低い開業率
- (7) DX・GX など社会経済情勢の変化への対応

【図表 2】 [秋田県] 中小企業数の推移

	中小企業数		大企業数	合計
		うち小規模		
H26	35,098 構成比 【99.9%】	30,666 【87.3%】	32 【0.1%】	35,130
H28	33,096 (△5.7%) 構成比 【99.9%】	28,833 (△6.0%) 【87.0%】	30 (△6.3%) 【0.1%】	33,126
R3	29,042 (△12.2%) 構成比 【99.9%】	25,147 (△12.8%) 【86.6%】	24 (△20.0%) 【0.1%】	29,066

出典) 経済センサス

【図表 3】 [秋田県] 社長の平均年齢の推移

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
社長の平均 年齢 (歳)	秋田県	62.2	62.3	62.4	62.5	62.6
	全国	60.1	60.3	60.4	60.5	60.7

出典) 帝国データバンク調べ

【図表4】[秋田県] 後継者不在率の推移

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
後継者不在率(歳)	秋田県	71.4	69.9	69.9	70.0	72.3	73.7
	全国	65.1	61.5	57.2	53.9	52.1	50.1

出典) 帝国データバンク調べ

【図表5】[秋田県] 開業率の推移

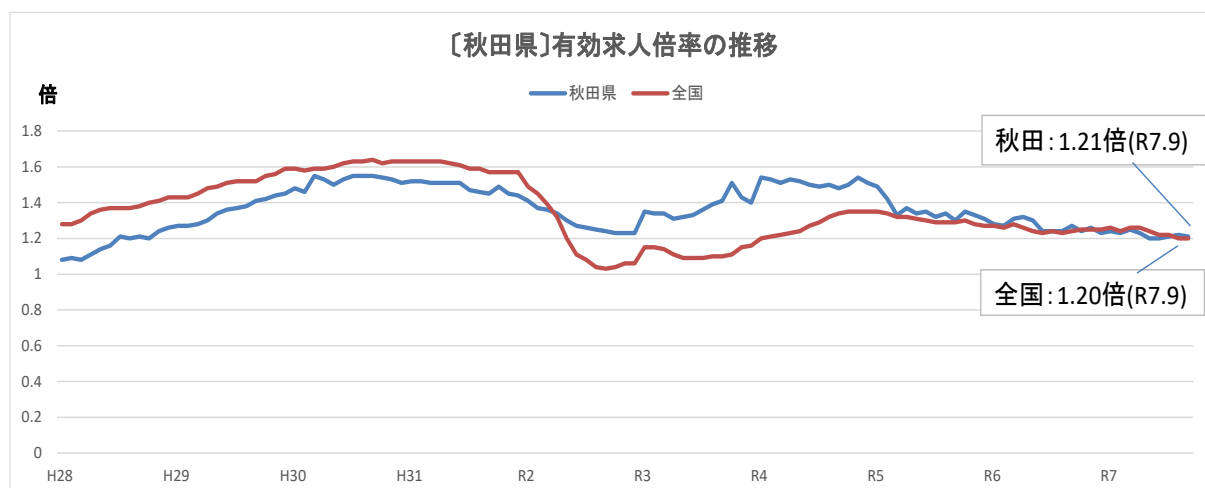
	R3	R4	R5	R6
開業率(%)	2.4	2.3	2.3	2.1

出典) 秋田労働局「雇用保険産業別適用状況」

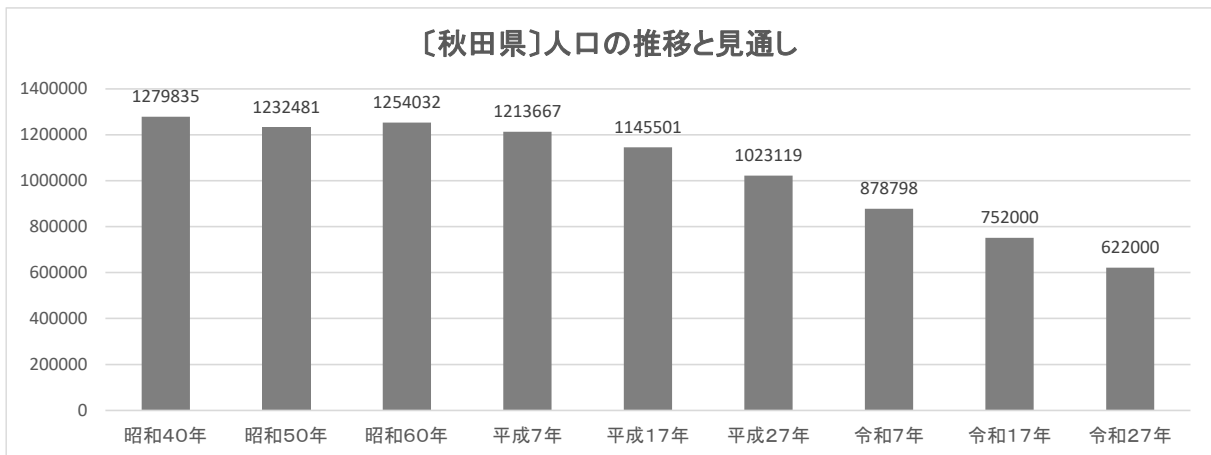
【図表6】[秋田県] 有効求人倍率の推移

	R3	R4	R5	R6	R7.9
秋田県(倍)	1.44	1.51	1.35	1.27	1.21

出典) 秋田労働局「一般職業紹介状況」

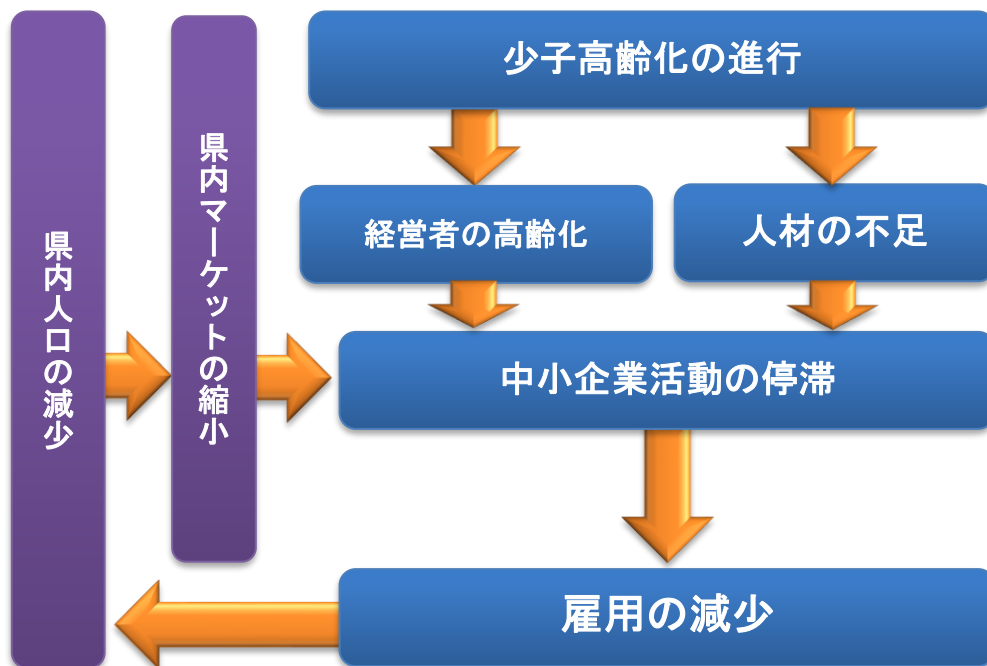


【図表7】 [秋田県]人口推移と見通し



出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5(2023)年推計)、総務省「国勢調査」、秋田県の人口と世帯(月報)

【図表8】 人口減少が中小企業に与える影響



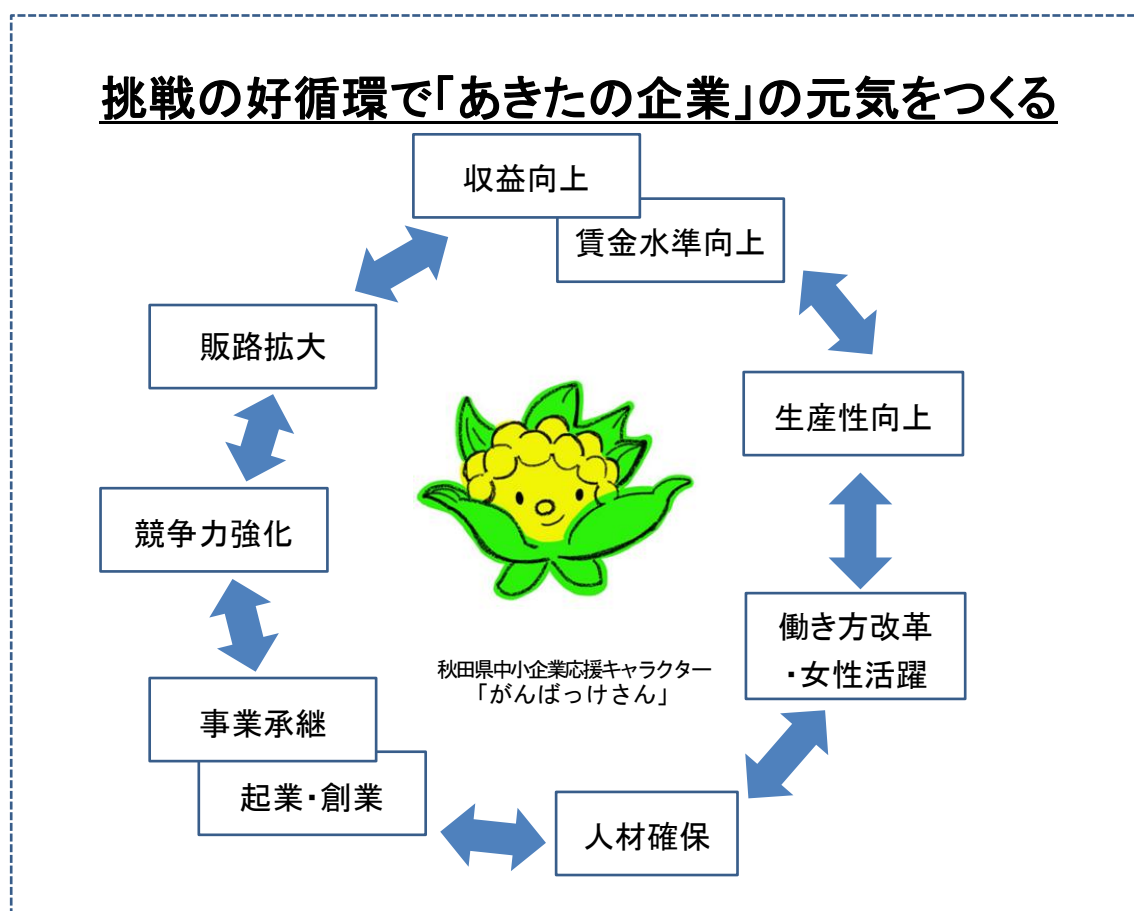
3 中小企業等の意見

- 指針の見直しのため、中小企業振興委員会で中小企業者等との意見交換を行いました。

中小企業振興委員会での意見

- 賃金水準の向上には、高付加価値化や生産性向上を図り利益を創出する仕組みづくりが必要
- 企業の競争力を抜本的に高めるため、デジタル化やDXを推進するとよい
- 外国人材の確保と定着促進に向けた環境整備を進めてほしい
- 秋田の「いいところ」をもっとアピールして伸ばしていく方向性が必要
- 大学、企業、行政が一体となる産官学の連携強化を図ってほしい
- 自治体間の交流を基盤とした経済交流の推進をしてほしい 等

【図表9】「あきたの企業元気づくり指針」の推進イメージ



第3章 施策の方向性

基本的施策1 経営基盤の強化（条例第8条関係）

○施策の方向性

①支援機関の連携による経営サポートと事業承継・M&Aの推進

商工団体や（公財）あきた企業活性化センター等の支援機関との連携等を通じて、県内中小企業・小規模事業者の持続的な経営の支援や生産性向上等に資する事業承継を促進するとともに、適切な価格転嫁や賃金水準の向上を図ります。

【主な取組】

- (1) 市町村、商工団体等との連携による持続的な経営への支援
- (2) 販路拡大に取り組む県内企業への支援
- (3) 県内企業向けワンストップ支援機能の充実・強化
- (4) 賃金水準の向上に向けた県内企業の収益力向上や円滑な価格転嫁に対する支援
- (5) M&Aによる経営規模の拡大や生産性の向上に取り組む県内企業への支援
- (6) 市町村と連携した後継候補者の掘り起こし
- (7) 情報セキュリティを含めた防災・減災対応力向上に向けた支援

②DX推進による県内企業の経営力の強化

県内企業のDX推進とデジタル人材の育成を支援する体制を整備し、身近な導入事例の創出と横展開を通じて、デジタル技術を活用する県内企業の拡大を図ります。

【主な取組】

- (1) 県内企業のデジタル化・DX促進に向けた支援
- (2) 県内の産業基盤を支えるデジタル人材の育成
- (3) 県内ICT企業の競争力強化への支援

③産学官連携による研究開発の推進

県内企業、大学、公設試験研究機関等の連携強化を通じて、研究開発を推進し、県内企業の付加価値の向上や新分野への企業の参入拡大につなげます。

【主な取組】

- (1) 秋田産学官ネットワークの機能強化による産学官の連携の推進
- (2) 研究機関や大学等が有する研究シーズと企業ニーズのマッチング強化
- (3) 付加価値の高い新商品・新サービスの開発の核となるイノベーションの創出支援
- (4) 未来のイノベーション人材の育成と科学の魅力の発信

④県内企業の経営戦略の高度化と技術開発力の強化

将来の新産業創出に向けたイノベーションの創出を図るとともに、県内企業が新技術及び新製品の開発を通じて競争力を高めるため、県内企業が抱える課題解決に向けた技術移転を促進します。

【主な取組】

- (1) 次世代を先導する技術開発の推進
- (2) 産業技術の高度化展開と県内企業の課題解決支援

⑤地域経済を牽引する県内企業の育成

事業拡大や経営革新に挑む県内企業を関係機関と一体で支援し、収益力向上や円滑な価格転嫁を促進することで、賃金水準の向上を伴う成長の好循環を生み出し、県内経済の底上げを図ります。

【主な取組】

- (1) 競争を勝ち抜く経営革新の取組への支援
- (2) 賃金水準の向上に向けた県内企業の収益力向上や円滑な価格転嫁に対する支援【再掲】

⑥特色ある小規模企業の振興

経営の実情に沿ったきめ細かな対応により、小規模企業の経営基盤の強化を図ります。

【主な取組】

- (1) 小規模企業がステップアップに向けて行う経営革新や事業拡充への支援
- (2) 商工団体等との連携による持続的な経営への支援
- (3) 生産性の向上に向けた協業化など企業間連携の取組への支援

基本的施策 2 新たな市場の開拓等（条例第 9 条関係）

○施策の方向性

①成長分野等のサプライチェーン形成に向けたマッチングの促進

大規模展示会への出展支援、商談会等の開催などにより、成長分野関連企業とのマッチングを支援し、県内企業の成長分野への参入と取引拡大を促進します。

【主な取組】

- (1) 洋上風力発電事業等への参入に向けた県内企業への支援【再掲】
- (2) 県内サプライチェーン構築に受けた研究開発・設備導入やマッチング支援【再掲】

②国内外への県産品の販路拡大と商品価値の向上

秋田港の物流拠点化に向けた県産品の国内外への販路拡大等と持続可能な物流体制の構築を図ります。

【主な取組】

- (1) 海外地方政府等との経済交流の推進
- (2) 秋田港の利用拡大に向けた荷主企業等への支援
- (3) 新規航路の開設と既存航路の維持・拡充に向けたポートセールスの推進
- (4) 海外展開の段階に応じた県内企業への支援

③「食」のブランド化と輸出を含めた販路開拓の強化

秋田を代表する「食」のブランド確立を支援するとともに、県産食品の売り込みの態勢強化や商談会等の開催のほか、海外市場での需要の伸びが見込まれる日本酒をはじめとした県産食品の輸出促進に向けた取組の強化を図ります。

【主な取組】

- (1) 展示会への出展等による販路拡大とポータルサイト等を活用した情報発信を促進
- (2) アジア市場を中心とした県産食品の輸出拡大を支援
- (3) ユネスコ無形文化遺産「伝統的酒造り」の登録を契機とした県産日本酒のブランド化・販路開拓を支援

基本的施策3 企業競争力の強化（条例第10条関係）

○施策の方向性

①地域経済を牽引する県内企業の育成【再掲】

事業拡大や経営革新に挑む県内企業を関係機関と一体で支援し、収益力向上や円滑な価格転嫁を促進することで、賃金水準の向上を伴う成長の好循環を生み出し、県内経済の底上げを図ります。

②産学官連携による研究開発の推進【再掲】

県内企業、大学、公設試験研究機関等の連携強化を通じて、研究開発を推進し、県内企業の付加価値の向上や、新分野への企業の参入拡大につなげます。

③成長分野への参入促進とサプライチェーンの構築

新製品開発や生産性向上、販路開拓など、高い付加価値の創出を目指す県内企業の意欲的な取組を多角的に支援し、その持続的な成長と市場における競争力の強化を図ります。

【主な取組】

- (1) 県内企業の成長分野への参入の促進や社会課題に対応した製品・サービスの創出に向けた支援
- (2) 県内サプライチェーン構築に向けた研究開発・設備導入やマッチング支援
- (3) 県内産業を支える中核人材の育成及び人材確保に向けた支援

④再生可能エネルギーの導入拡大と県内企業の参入への支援

洋上風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大を通じて関連産業への県内企業の参入促進や人材育成を図ります。

【主な取組】

- (1) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた環境整備
- (2) 洋上風力発電事業等への参入に向けた県内企業への支援

⑤DX推進による県内企業の経営力の強化【再掲】

県内企業のDX推進とデジタル人材の育成を支援する体制を整備し、身近な導入事例の創出と横展開を通じて、デジタル技術を活用する県内企業の拡大を図ります。

⑥県内企業の経営戦略の高度化と技術開発力の強化【再掲】

将来の新産業創出に向けたイノベーションの促進を図るとともに、県内企業が新技術及び新製品の開発を通じて競争力を高めるため、県内企業が抱える課題解決に向けた技術移転を促進します。

基本的施策4 新たな事業の創出（条例第11条関係）

○施策の方向性

①DX推進による県内企業の経営力の強化【再掲】

県内企業のDX推進とデジタル人材の育成を支援する体制を整備し、身近な導入事例の創出と横展開を通じて、デジタル技術を活用する県内企業の拡大を図ります。

②産学官連携による研究開発の推進【再掲】

県内企業、大学、公設試験研究機関等の連携強化を通じて、研究開発を推進し、県内企業の付加価値の向上や、新分野への企業の参入拡大につなげます。

③県内企業の経営戦略の高度化と技術開発力の強化【再掲】

将来の新産業創出に向けたイノベーションの促進を図るとともに、県内企業が新技術及び新製品の開発を通じて競争力を高めるため、県内企業が抱える課題解決に向けた技術移転を促進します。

④若者等による起業の促進

起業意識の醸成から、起業準備・立ち上げ、起業後のフォローアップに至るまで、若者、潜在的起業家層に対し段階に応じた支援を行います。

【主な取組】

- (1) 起業意識の醸成と起業準備・事業立ち上げへの支援
- (2) 商工団体等と連携した起業支援体制の強化と起業後のフォローアップ

⑤地域課題を解決するソーシャルビジネスの促進

地域課題の解決を目指す起業家の支援を行います。

【主な取組】

- (1) ソーシャルビジネスに取り組む起業家への支援

⑥県内外の多様な支援者と連携したスタートアップの持続的な創出・育成

県内でスタートアップが次々と創出される環境を整備するとともに、県外スタートアップの誘致に向けた支援を展開し、地域課題を解決するビジネスの創出と県内スタートアップのさらなる成長を促進します。

【主な取組】

- (1) 起業意識の醸成と起業準備・事業立ち上げへの支援
- (2) スタートアップエコシステム形成の推進
- (3) 多様な主体と連携したスタートアップの育成
- (4) 創業支援室の提供と入居企業向け経営支援の強化

基本的施策5 地域の特性に応じた事業活動の促進 (条例第12条関係)

○施策の方向性

①食品製造事業者の競争力の強化

本県食品産業の底上げや好循環をもたらすリーディングカンパニーの創出、生産性の向上に向けた協業化や異業種との連携による商品開発などの事業者間連携の促進等を通じて、芯の強い食品産業の構築を図ります。

【主な取組】

- (1) 食のリーディングカンパニーを育成・強化
- (2) 企業の収益や競争力などを高めるために人材育成を支援
- (3) 事業者間連携の促進や異業種との連携により新商品の開発・販売を支援

②国内外への県産品の販路拡大と商品価値の向上

従来の手法にとらわれない新たな価値の創造や、特色ある技術・技能の次世代への継承を支援するとともに、本県の伝統的工芸品の魅力を幅広い層や地域に訴求します。

【主な取組】

- (1) 伝統工芸品の将来を担う人材の確保・育成への支援
- (2) 伝統工芸品の魅力を訴求する情報発信や付加価値の高い新商品の開発等への支援

③商店街の活性化への支援

個店の魅力向上等を支援し、商店街の活性化を促進します。

【主な取組】

- (1) 商店街の課題解決に向けた取組に対する支援

④地域を支える建設産業の振興

秋田県建設産業活性化センターを核として、建設産業への就業の促進や企業の労働環境の改善を促進し、魅力ある産業への転換を図ります。

【主な取組】

- (1) 高校生・大学生などの建設産業への入職や定着の促進
- (2) 若年層をはじめとした多様な世代に向けた建設産業のイメージアップの推進
- (3) 業界団体を通じた企業の経営改善や経営基盤の強化
- (4) 調査・設計・維持管理におけるデジタル技術の活用
- (5) 工事等における作業の効率性や安全性の向上等に向けたICTの活用等の推進

⑤クリーンエネルギーの活用と「環境価値」による収益力向上

風力や地熱など、本県の有する多様で豊富な再生可能エネルギーのポテンシャルを生かし、県産再生可能エネルギーの県内における活用を促進するとともに、金属資源等のリサイクルに向けて取り組みます。

【主な取組】

- (1) カーボンニュートラル社会の到来を見据えた県産再生可能エネルギーの活用促進
- (2) 脱炭素を新たなビジネスや企業の収益につなげる取組の推進
- (3) 金属資源等のリサイクル拠点の形成に向けた支援

⑥マーケットニーズを先取りした商品開発

多様化する消費者ニーズを捉えた新商品の開発や、秋田ならではの素材や技術等の強みを生かした商品群の創出と商品開発を促進し、市場で存在感を放つ商品の創出を図ります。

【主な取組】

- (1) 県内外の消費者に高い訴求性を持つ新商品の発掘とPRを支援
- (2) “オリジナル”技術・品種・微生物を活用した付加価値の高い商品の開発を支援
- (3) 輸出対象国の食の多様性に対応した商品開発を支援

基本的施策6 人材の育成及び確保（条例第13条関係）

○施策の方向性

①就活環境の変化に対応した高校生・大学生等の県内就職の促進

就活ツールの多様化やスケジュールの早期化など、高校生・大学生等の就活環境の変化が著しい中、県内就職の更なる促進につながる就職支援を行います。

【主な取組】

- (1) 高校生・大学生等のセグメントごとの定着・回帰施策の推進
- (2) 将来の県内就職につながる地元企業の魅力発信
- (3) 経済的負担の軽減による若者の県内就職活動への支援
- (4) 高校生の就職から職場定着までの一貫したサポートの強化
- (5) 就職活動の変化に対応した効果的な情報提供とマッチング機会の創出

②県外からの人材流入や若者定着につながる戦略的な誘致の推進

県外からの人材流入や若者定着につながる産業を主なターゲットとして、市町村との連携を図りながら本県の優位性を広くアピールした誘致活動を推進するとともに、誘致企業と県内企業の事業連携や施設・設備の新增設による産業集積を促進します。

【主な取組】

- (1) 秋田県企業誘致推進協議会を核とするGX関連産業の集積に向けた誘致活動の展開
- (2) Aターン等を促進する企業の新規立地・増設や本社機能等の移転への支援
- (3) 本県の豊富な再生可能エネルギーと大容量蓄電池を活用した工業団地の環境整備
- (4) 県営水力発電を活用した新たな売電メニューの創出
- (5) 市町村との連携による進出企業のニーズに対応した新たな立地基盤の整備
- (6) 誘致企業に対するフォローアップの充実と県内企業とのマッチングへの支援

③経営の継続・発展を支える多様な人材の確保・育成

就労意欲の高い外国人、障害者、高齢者等の多様な人材の雇用・就労機会を確保し、副業人材も含めた多様な働き方を促進するとともに、リスキリングの支援を通じて県内労働力の質的向上を図り、人への投資を推進します。

【主な取組】

- (1) シニアや障害者、外国人材など多様な人材が活躍できる職場環境の整備
- (2) 在職者や離職者に対する多様な学び直しの機会の提供
- (3) 即戦力となるプロフェッショナル人材の獲得に向けた支援
- (4) 大卒者等の中核人材の確保・育成への支援

④出産・育児と両立する女性のキャリア形成への支援

企業における多様で柔軟な働き方の導入を支援し、女性が活躍し続ける環境づくりを進めます。

【主な取組】

- (1) 多様な人材の就業に向けた柔軟な働き方の導入への支援と好事例の普及

⑤健康経営の促進

企業が従業員の健康づくりを戦略的に進めることで、人材の確保・育成を促進し、生産性の向上等を支援します。

【主な取組】

- (1) 企業の人材確保・育成につなげる「秋田県版健康経営優良法人認定制度」の普及啓発

小規模企業者への考慮（条例第14条関係）

○施策の方向性

①特色ある小規模企業の振興〔再掲〕

経営の実情に沿ったきめ細かな対応により、小規模企業の経営基盤の強化を図ります。

②各分野における小規模企業者への支援

食品製造業、伝統的工芸品等産業、商業・サービス業など、小規模企業者が多い産業においては、その特有の課題を踏まえた支援を行います。

第4章 基本的施策の推進

- 条例第18条に基づき、中小企業の振興に関する県の施策の実施状況を毎年公表するほか、条例第15条に基づき、「秋田県中小企業振興委員会」や各中小企業者、関係団体、金融機関等との意見交換を踏まえ、各施策の検証を行いながら、より中小企業のニーズに合った施策をオール秋田で推進していきます。

1 条例・指針の県民等への周知・普及

- 中小企業の振興のためには、全ての県民等が中小企業の重要性を理解し、その提供する製品・商品やサービスの利用などを通して、中小企業を応援していくことが重要となります。
- 各中小企業に対しても、自主的な経営の改善・向上についての意識啓発や、県の施策についての情報提供などを積極的に行っていく必要があります。
- そのため、中小企業の重要性や条例の基本理念、県民の協力の必要性、県の施策などについて、分かりやすく親しみやすい形で広く情報発信し、条例や指針に関する県民や中小企業等の理解を促進していきます。

2 基本的施策の検証及び推進

- 県内の中小企業者や企業支援機関、学識経験者などからなる「秋田県中小企業振興委員会」を開催するとともに、県職員の積極的な企業訪問や、意見交換会の開催などにより、中小企業者や県民などから、実施している各施策について生の声を聴く機会を設けます。
- 商工団体や金融機関等についても、実施している各施策についての意見交換を行う機会を確保します。
- 毎年度、各施策の検証を行うとともに、「秋田県中小企業振興委員会」や中小企業者、関係団体等の意見などを踏まえながら、オール秋田で、中小企業のニーズに合った施策を推進していきます。
- 「中小企業月間」を設け、イベントの開催などを通して、県民の県内中小企業への理解を深める機会を創出します。

3 市町村との連携

- 中小企業の振興に関する県の施策は、各市町村の中小企業振興施策とも密接に関わるため、市町村と情報共有しながら連携を密にし、各地域の特性に応じた積極的な取組を支援します。
- 特に、中小企業の地域の特性に応じた事業活動の促進に当たっては、各市町村と協力し、その特性に応じた振興等を市町村と連携して実施します。

4 各施策の情報提供

- 各施策については、中小企業にきめ細かな情報提供を行い、その周知に努めるとともに、利用する中小企業者が分かりやすい資料を提供します。

＜資料編＞

「秋田県中小企業振興条例」 秋田県条例第62号（平成26年3月28日公布、同年4月1日施行）

本県の中小企業は、多くの雇用の機会を創出し、本県の経済をけん引する重要な役割を果たしている。また、その事業活動が秋田らしさを表すなど地域社会に果たす役割も大きい。

しかしながら、経済活動の国際化及び情報化の進展による企業間の競争の激化、人口減少及び少子高齢社会の到来による市場規模の縮小などにより、本県の中小企業は、厳しい経営環境に直面している。

このような状況において、中小企業の多様で活力ある成長発展を図るため、私たちは、改めて中小企業の役割と重要性について認識を共有し、中小企業の意欲的で創造的な取組を県全体で支えていく必要がある。

ここに、中小企業の振興について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、このために必要な施策を総合的に推進していくため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本的な事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、県内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- 二 中小企業支援団体 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会その他の中小企業に対する支援を行う団体であって、県内に事務所等を有するものをいう。
- 三 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者であって、県内に本店、支店その他の営業所を有するものをいう。
- 四 大企業者 中小企業者以外の会社であって、県内に事務所等を有するもの（金融機関を除く。）をいう。
- 五 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校並びに研究機関であって、県内に事務所等を有するものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 中小企業者の経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な取組が促進されること。
- 二 県、市町村、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関、大企業者、大学等、県民その他の中小企業の事業活動と関係がある者が相互に連携し、及び協力して推進されること。

三 本県の地域資源（農林水産物、天然資源、観光資源、技術、人材その他の中小企業の事業活動に活用することができる地域における有用な資源をいう。以下同じ。）の積極的な活用が図られること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（中小企業者の努力）

第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済社会情勢の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者は、基本理念にのっとり、地域における雇用の機会の創出及び労働環境の整備に努めるとともに、その事業活動を通じて地域の振興に資するように努めるものとする。

（中小企業支援団体等の役割）

第6条 中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業者が経営の改善及び向上を図るために行う取組に対して積極的な支援に努めるものとする。

2 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に対する適切な対応並びに経営の改善及び向上への協力に努めるものとする。

3 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における中小企業の重要性についての理解を深めるとともに、中小企業者との連携及び協力に努めるものとする。

4 大学等は、基本理念にのっとり、人材の育成に努めるとともに、中小企業者との共同研究、中小企業者の技術の向上を図るための支援、その研究成果の中小企業者への移転その他必要な協力に努めるものとする。

（県民の理解及び協力）

第7条 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が、地域の経済の活性化、雇用の機会の創出及び県民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、中小企業の健全な発展に協力するように努めるものとする。

（経営基盤の強化）

第8条 県は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、相談及び支援のための体制の整備並びに資金の供給及び事業の承継の円滑化に必要な施策を講ずるものとする。

（新たな市場の開拓等）

第9条 県は、中小企業の新たな市場の開拓を図るため、中小企業者の国内外における販路の開拓及び取引の拡大並びに観光その他の地域間の交流の促進に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業が供給する物品及び役務に対する需要の増進に資するため、県の工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、中小企業者の受注の機会の確保に努めるものとする。

（製品等の価値の増加による競争力の強化）

第10条 県は、中小企業が供給する製品又は役務の価値を高めることにより中小企業の競争力の強化を図るため、生産性の向上、技術力の強化、設備投資の促進、産学官連携（中小企業者、中小企業支援団体、大学等、県及び市町村が相互に連携を図りながら協力することをいう。）の強化及び企業間の連携の促進に必要な施策を講ずるものとする。

（新たな事業の創出）

第 11 条 県は、中小企業の新たな事業の創出の促進を図るため、中小企業の創業の促進並びに中小企業者の事業の多角化及び転換に必要な施策を講ずるものとする。

(地域の特性に応じた事業活動の促進)

第 12 条 県は、地域の特性に応じた中小企業の事業活動の促進を図るため、本県の地域資源を活用した商品の開発、技術の継承及び商店街の活性化に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県内で生産された農林水産物を活用した事業活動の促進を図るため、中小企業者が農林漁業者と連携して実施する事業活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第 13 条 県は、中小企業の事業活動を担う人材の育成を図るため、学校教育における職業及び勤労に関する教育の充実並びに職業能力の開発及び向上に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、中小企業の事業活動を担う人材の確保を図るため、雇用に関する情報の提供、雇用環境の整備の促進並びに女性及び高齢者の能力の活用の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業者への考慮)

第 14 条 県は、中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であって県内に事務所等を有するものについて、その自主的な取組が促進されるように、必要な考慮を払うものとする。

(推進体制の整備)

第 15 条 県は、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するため、県、市町村、中小企業者、中小企業支援団体、金融機関、大企業者、大学等、県民その他の中小企業の事業活動と関係がある者が意見を交換し、及び相互に協力することができるようにするための体制の整備について、必要な措置を講ずるものとする。

(市町村に対する協力)

第 16 条 県は、市町村が中小企業の振興に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(指針)

第 17 条 知事は、中小企業の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、中小企業の振興に関する指針（以下「指針」という。）を定めなければならない。

2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中小企業の振興に関する施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

3 知事は、指針を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業者及び中小企業支援団体の意見を聴くほか、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、指針を定めたときは、遅延なく、これを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、指針の変更について準用する。

(施策の実施状況の公表)

第 18 条 知事は、毎年、中小企業の振興に関する県の施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

【秋田県中小企業振興条例に関するお問い合わせ先】

秋田県産業労働部 産業政策課



<http://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/14090>

〒010-8572 秋田市山王3丁目1-1（県庁第2庁舎3階）

TEL : 018-860-2214

FAX : 018-860-3887